

令和5年度（2023年度）第7回教育委員会（10月定例会）議事録

- 1 日時 令和5年（2023年）10月3日（火）
午前9時30分から午後0時20分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 白石 伸一
委員 木之内 均
委員 田浦 かおり
委員 田口 浩継
委員 西山 忠彦
委員 三淵 浩

4 議事等

（1）議案

- 議案第1号 令和5年度（2023年度）熊本県教育功労（優秀教職員）表彰について
- 議案第2号 令和6年度（2024年度）教職員異動方針について
- 議案第3号 令和5年度（2023年度）熊本県近代文化功労者の決定について
- 議案第4号 熊本県立美術館協議会委員の任命及び解職について
- 議案第5号 スポーツ推進審議会の委員の任命及び解職について
- 議案第6号 熊本県立図書館協議会委員の任命及び解職について
- 議案第7号 重大事態の調査の実施主体の決定について

（2）報告

- 報告（1） 熊本県公立中学校における休日の文化部活動の地域移行推進計画について

5 会議の概要

（1）開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

（2）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第1号から議案第6号までは、人事案件のため非公開とした。

（3）議事日程の決定

教育長の発議により、議案第7号及び報告（1）を公開で審議し、非公開で議案第1号から議案第6号までを審議した。

（4）議事

○議案第7号 重大事態の調査の実施主体の決定について

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。議案第7号の提案理由の説明の前に、本事案の概要について御説明します。

資料3 ページ「4 本事案の概要等」を御覧ください。当該生徒は、令和3年（2021年）4月に大津高等学校に入学し、同校サッカー部に入部していま

す。

令和5年（2023年）7月下旬、当該生徒から担任に、「令和4年（2022年）1月、応援先の宿泊所にて、当該生徒が他の同級生の部屋に呼び出され、先輩にあだ名を付けたことを疑われ、先輩に対する謝罪を強要された。加えて、服を脱ぐように言われ、全裸で土下座を行う出来事があった。さらに写真でもその様子を撮影された。」旨を相談しました。相談を受けた学校は、事実関係を把握するための調査を実施しています。

令和5年（2023年）9月初旬、当該生徒保護者から県教育委員会に対し、本件事案に係る相談が寄せられ、県教育委員会は本件事案を把握しました。

調査の結果、学校は、当該生徒の証言と周囲の証言が概ね合致しているため、当該生徒が先輩からの要求により、全裸で土下座をした事実及びその状況を撮影された事実が認められると判断しました。

また、学校は、当該生徒がそれらの行為により、心身の苦痛を感じたと考えられるため、いじめと認知しています。

学校は、基本調査を実施し、本件出来事をいじめと認知していますが、事実関係等について、他のいじめ行為の存否も含め、外部専門家を中心とした調査委員会による更なる詳細な調査が必要であると判断したものです。

それでは、改めて提案理由を御説明します。資料1ページを御覧ください。

本事案については、今御説明しましたとおり、いじめの有無等の因果関係等について、更に詳しい調査を行う必要があると判断されますので、「いじめ防止対策推進法第28条第1項」並びに「熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則第5条及び第6条」に基づき、調査の実施主体を決定する必要があります。このことが、今回の提案理由です。

次に、調査の実施主体等について、具体的に御説明します。資料3ページを御覧ください。

「1 調査の実施主体」は、「大津高等学校いじめ調査委員会」としています。

「2 調査委員等」は、「県教育委員会が推薦する専門的な知識及び経験を有する者（以下、「専門家等」という。）の3人を含む5人以内」。「委員長を置き、委員の互選により専門家等である委員のうちから選任する。」としています。

「3 調査委員の推薦」については、「県教育委員会として、専門的な知識及び経験を有する者を分野ごとに1人推薦する」。「その推薦については、各職能団体等からの推薦により決定する。」としています。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

三淵委員

今から詳細な調査が行われるようですが、当該生徒は令和5年（2023年）7月下旬に担任に相談しています。事案は、令和4年（2022年）1月に起きています。かなり時間が経過していますが、その間に、更にいじめを受けることはなかったのですか。また、学校は事案を把握してどのように対応したのですか。

学校安全・安心推進課長

いじめ行為のあった令和4年（2022年）1月から、学校に申し出るまでの令和5年（2023年）7月までの期間については、その経緯も含め、第三者委

員会で調査をしてもらう必要があると考えています。一方で、保護者が7月下旬に学校へ相談し、学校が県教育委員会に報告したのが9月となっていますが、県教育委員会としては、報告が遅れたと認識しています。学校には、直接指導を行い、被害者に寄り添った対応をするように助言しています。

報告に時間がかかったことについて、学校からは、関係生徒に卒業生が含まれており、記憶が曖昧なところがあり、聴き取った内容にそれぞれ不一致な部分があったことから、事実の把握に時間がかかり報告が遅れたと説明を受けています。

教育長

いじめの行為があつてから、学校が把握するまでの当該生徒への対応についてはどうですか。

学校安全・安心推進課長

学校の当該生徒からの聴き取りでは、当該生徒が令和4年（2022年）1月の出来事から令和5年（2023年）7月下旬までの期間は、言いたくないという気持ちがあり、学校に相談できなかつたと話しています。当該生徒が7月下旬に母親に相談し、それを受けて、当該生徒と母親が担任に相談したと学校から聴取しています。

西山委員

調査主体の決定について、異議はありません。いじめや不登校の問題が散見される中で、察知する窓口はどこが一番適切なのかと感じています。

今回の事案は、担任に相談しており、一番適切だとは思いますが。しかし、身近な人に話すとかえって学校に登校しにくくなるといった全国的な事例もあります。窓口として「なやみいおう」の電話があると思います。そこで「なやみいおう」の電話が本当に機能しているのかどうか、検討して欲しいと思います。「0120-0-78310」という覚えやすい番号のため、この制度を活用し、早く相談してもらえれば、社会全体として対応することができたと感じています。

また、事案を察知する窓口というものが、適切ではないものもあるのではないかと心配をしています。是非、「なやみいおう」が機能しているのかを精査いただきながら、学生にも気軽に電話をすれば、解決に向かって動くことを認識できるような周知をしていただきたいと思います。いじめや不登校等の対応にアンテナを張るためにも、検討をお願いします。

田浦委員

令和5年（2023年）9月に当該生徒保護者から県教育委員会に対して相談が寄せられたことで、県教育委員会はこの事案を把握したということですが、保護者の方の学校に対する不信感の表れかと思えます。先ほどの説明の中で、関係生徒に卒業生が含まれていたため、調査に時間がかかってしまったということですが、全体の進捗状況等、学校から丁寧な説明があれば、このような事態にはならなかったのではないですか。

学校安全・安心推進課長

詳細な経緯や学校の対応については、第三者委員会の調査の対象となり、今後検証されることとなります。今回の事案で、県教育委員会が保護者からの相談や聴き取りを重ねていく中で、学校に対する不信感を持たれていたのは事実です。学校基本調査の結果の説明についても、納得を得られたとは教育委員会も学校も思いません。御指摘のとおり、早期の段階のより良い対応について、具体的にどのような対応があつたのかなど、第三者委員会の調査を踏まえて改善を図る必要があると考えています。

田口委員

学校側に相談はあったが、県教育委員会が知ることになったのは、学校からの報告ではなく、当該生徒の保護者の方からだったということですが、学校にどのような相談があったら、県教育委員会へ報告の義務があるのかを教えてください。

学校安全・安心推進課長

厳密に何時間や何日という数字的ものではありませんが、学校に対しては、基本的に早急な報告を求めています。特に、今回のようにいじめの行為が事実であり、ガイドラインにも全裸にさせるという行為は重大事態の例示として挙がっています。そのようなことを鑑みれば、重大事態の疑いが強いものであれば、早い段階で第一報を行うべきと考えます。学校側の調査で明らかに重大であるという疑いがある場合は、早期に報告を求めてきたところです。今回は、報告が遅れたことについて指導していますが、今後このようなことが起こらないよう、他の学校も含め、周知徹底していきます。

西山委員

先ほどの「なやみいおう」が機能しているか、あるいは今後、どうすべきかなど、提案に対して意見をいただけますか。

学校安全・安心推進課長

御指摘の「電話相談窓口」や、県教育委員会としては「スクールサイン」といったオンラインを使ってSOSを出す窓口の設定などを行っています。また、年度ごとに、知事部局も含めた各種の相談窓口について、生徒や保護者に対して一覧にしたプリントを配布し、周知しています。電話でのいじめや不登校の相談はありますが、委員御指摘のように各相談機関が十全に機能しているかどうかについては、検証していく必要があると感じています。今回の事案に即して言えば、当該生徒が長い期間SOSをあげられなかったことについて、学校や県教育委員会として何ができたかなど、第三者委員会の調査の対象にはなりますが、問題として声をあげられないことは、被害の深まりを招きかねないので、改善を図る必要があると考えています。

西山委員

いじめや不登校の問題もありますが、わいせつ事例では、校長先生や塾の講師など、生徒が信頼しなければいけない人が加害者となる事案が散見され、察知する窓口は検証されるべきだと思います。是非、「なやみいおう」がどのように機能しているのか、あるいはどのような改善が必要かなど、PDCAサイクルを回し続けていただきたいです。そのためにも、現状がどうなのかを調査し、報告していただきたいです。

学校安全・安心推進課長

承知しました。

田口委員

西山委員の質問に関連して、学校がこのような事案を早期に察知し、生徒の声を聴き取れるかどうかについて、県教育委員会は情報集約担当者というものを各学校に置いて役割を担っています。この担当者の機能についてはどうですか。形骸化してしまい、負担増になったり、機能していなかったりなど不安がありますが、現状について教えてください。

学校安全・安心推進課長

個別に具体的な問題が生じているということはありませんが、更に効果的に機

能させるために検証を重ねているところです。状況に応じて効果的に動けるようなアドバイスができるよう、研修の機会を設け、管理職や情報集約担当者に周知しているところです。

教育長

相談窓口がどれほど機能しているかについての御指摘は、検証していく必要があると思います。これまでの全国や県のいじめ等の調査でも、「誰にも言えなかった」「自分で解決できなかった」といった結果が一部見られます。そのような中で、周りの生徒や友達、今回で言うならば、同じ部活動の生徒も数名見ていたということもありますので、本人が言い出せないならば、周囲の友達が助けることも必要と感じます。今回は、応援先の宿泊先で起きた事案ということもあり、当時の生徒の状況は、今後の調査で明らかになってくると思います。いずれにせよ、本人からの訴えもさることながら、周りが仲間として大事にすることも含めて、相談体制の在り方を提供していければと考えています。

教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○報告（１） 熊本県公立中学校における休日の文化部活動の地域移行推進計画について

義務教育課長

義務教育課です。「熊本県公立中学校における休日の文化部活動の地域移行推進計画について」御説明します。

お手元にあります推進計画は、本年8月22日に開催した「熊本県文化部活動の地域移行推進委員会」における委員の皆様からの御意見や、先月の定例教育委員会においていただいた教育委員の皆様からの御意見を踏まえて作成しました。

資料として1枚、推進計画の概要をまとめた概要版を配付していますので、本日は、この概要版に沿って御説明します。

「1 本推進計画策定の背景」を御覧ください。各中学校においては、学校教育の一環として部活動を行っていますが、近年の課題として、少子化による学校部活動としての体制づくりの困難さや、専門性の有無に関わらず、教師等が顧問を務める指導体制の存続が困難である状況があります。

そのような中、国から、令和4年（2022年）12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が出されました。

次に、「2 推進計画の概要」を御覧ください。本県でも国の方向性及び本県の現状を踏まえて、文化部活動の地域移行実現に向けた総合的・計画的な進め方を示す「熊本県公立中学校における休日の文化部活動の地域移行推進計画」を作成し、令和5年（2023年）から令和7年（2025年）までの3年間を「改革推進期間」と定め、取り組むことを示しています。

右側の太枠を御覧ください。「4」において、休日の文化部活動の地域移行の基本方針を大きく3つ示しています。

1つ目は、「中学校における休日の文化部活動を地域移行すること」。2つ目は、「生徒の発達段階に応じた適切な活動計画による地域文化クラブ活動を行

う」こと。3つ目は、「指導者の確保と資質向上を図る」ことです。

先月の定例教育委員会において、教育委員の皆様から、「地域に既にある伝統芸能等に子どもたちが参加していくこと」や、「地域の公民館活動への参加・地域の連携・世代間の交流」について御意見をいただきました。そのことを受け、基本方針の（１）の中に「市町村の既存の地域文化クラブ活動はもとより」と記しています。（推進計画の6ページ（２）地域移行の進め方 イに、「市町村は、既存の地域文化クラブはもとより」を追記）

「5 具体的な方策」を御覧ください。県においては、市町村及び中学校等への周知、市町村の円滑な運営のための支援等を行っていきます。市町村においては、協議会の設置、運営団体等の確保、コーディネータの配置等を行います。中学校では、校内委員会等の設置、生徒・保護者への説明等を行っていきます。

「6 今後の進め方」としては、この3年間で、県は関係団体と連携しながら、文化部活動地域移行推進委員会や市町村説明会、ヒアリング、人材バンクの整備等を行っていきます。同時に市町村では、推進計画を踏まえ、ニーズ・課題を把握し、地域移行計画作成等を行い、準備が整った市町村から地域移行していくことを示しています。

以上で、義務教育課からの熊本県公立中学校における休日の文化部活動の地域移行推進計画についての御報告を終わります。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

いろいろと御検討いただきありがとうございます。学校だけでは担えない状況になっているというのが理解できますし、参加する生徒、受け入れる地域がウィンウィンの関係になるような、無理せず、楽しみながら自然と地域に根付く制度になれば良いと思っています。

例えば、地元の歴史民俗博物館や、コレジヨ館など、地域の伝統文化を他の住民の方々に説明をする、ボランティアガイドのような制度があるようです。そのようなものもすごく素敵だと思いました。それぞれの地元のことについて学び、地域の伝統を学んで伝えることで喜んでいただき、感動を得る取組も各地域につくることができるのではないかと思います。

併せて、外国人観光客も増えているので、英会話を学びながら、学んだ英会話を使って地域の伝統を伝えるというような中学生のボランティアもウィンウィンの関係が築ける事例ではないかと思います。今、出てきたような歴史民俗資料館や博物館や美術館等、ボランティア活動につながるようなNPOの団体がたくさんあります。そのようなところと連携しながら、毎回同じボランティアではなく、週ごとに替わるような、それぞれの地域、イベントに合わせたボランティア活動なども、これを機にもう少し中学生を取り込んでいくのも良いのではないかと思います。実施に向けて、安定するまでには工夫が必要であると思いますが、是非この方向で進めていただければと思います。

木之内委員

外部化していかざるを得ないことはよく分かっていますが、郡部は逆に、学校の活動のおかげで地域がもっているところも往々にしてあると思います。そういった中では、土日のことではあるのですが、1つの町村だけでいろいろな文化活動ができるかということ、非常に脆弱なところもあると思います。

例えば、近隣の町村と連合体で何か仕掛けていくなどです。行政のエリアは、

連携をしにくい面ももっているというような気がしますので、そういったところを県教育委員会として広域に見ながら、いろいろな機会を作ることが減らないように、また、多様な経験ができる仕組みを考えていただけたらと思っています。

義務教育課長

田口委員から御指摘いただきました地域の特色や、強味を生かすような地域文化クラブ活動の在り方や地域移行、また、木之内委員からありました規模的なものは、既に合同部活動を実施しているところもあります。地域文化クラブ活動が広域でできるような支援を行っていきたいと思います。

三淵委員

今回の推進計画は「休日の」とあり、「4」に休日と平日の指導者の情報の共有とありますが、平日は学校の部活のように先生が指導して、休日は別のところで多様な経験ができるような形ですか。例えば、コンクールで入賞するためには、厳しい練習が強要されたりしますし、休日も平日と変わらず同じ指導者でやられても困りますが、そのあたりの連携やイメージはどのようなものですか。

義務教育課長

昨年、国が示しました総合ガイドラインでは、まずは休日の部活動の地域移行からと掲げていますが、三淵委員御指摘のとおり、休日と限定しますと、平日と休日の指導者が代わることも起こってくるかと思っています。指導者間の連携をしっかりと図り、研修等も行っていながら進めていくことが、必要であると考えています。国も、平日においてもできるところから地域移行を行って良いと示していますので、この推進計画では、まずは休日からと出させていただいています。市町村によって、できるところは平日も含めて、積極的に進めていただきたいというスタンスで考えています。

西山委員

この動きについては、必要なことだと承知しています。今後の進め方で、市町村で協議会を設置していただくという部分、中学校で校内委員会の設置とありますが、市町村の協議会には、例えば中学校の校内委員会の代表など、当事者が参加されたほうが良いと思います。学生の代表、PTAの代表、地域の人たちが議論しながら、地域の活性化も含めてみんなで協力しながら進めていく中に、文化部活動の地域移行も反映していくことでできれば、地域との連携も含めて、地域の活性化につながっていくと思います。協議会には、学生の代表の方も入っていただき、皆さんが学生のために真剣に議論する、あるいは学生の方からこのようにしていただいたほうが良いと言うような連携がとれるように指導していただければありがたいと思っています。

義務教育課長

ありがとうございます。市町村の協議会のメンバーについては、御指摘のとおり、様々な関係者、学校関係者、文化芸術関係団体の代表の方に入っていただくことになると考えています。先日行われた南関町での協議会のテーマが、子どもたちの意見を聞くというものでした。子どもたちが思いを発言する機会があり、それを受けて議論を進めていくという場が設定されていました。本課からもオブザーバーとして参加させていただき状況を確認したところですので、そういう好事例を他の市町村にも発信していきたいと思っています。

教育長

他はよろしいですか。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

教育長

ありがとうございました。

引き続き、よろしくお願いします。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例会教育委員会は令和5年（2023年）11月7日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前10時から。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午後0時20分。